

協働のまちづくり市民会議会議録

| | |
|------------|---|
| 会議名称 | 第8回山口市協働のまちづくり市民会議 |
| 開催日時 | 平成20年2月2日(土曜日) 午後1時00分～午後5時00分 |
| 開催場所 | 山口総合支所3階 第10・11会議室 |
| 公開・部分公開の区分 | 公開 |
| 出席者 | 辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、清水春治委員、井出崎小百合委員、加藤結花委員、國吉正和委員、久保田美代委員、豊川智恵委員、中村保男委員、中山美穂子委員、河村律子委員、原田章子委員、原田雅代委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、山根伊都子委員、山本貴広委員、山本豊委員、若崎啓一委員(20人) |
| 欠席者 | 藏本信江委員、曾田元子委員、西村美紀委員、益田徳子委員、(4人) |
| 事務局 | 安光協働推進課長、山田主幹、杉田主任主事、豊田主任主事(4人) |
| 議題等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 市民委員「市民会議への思い」発表 3 前回会議の確認、調整会議の報告 4 グループ討議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的 ・ 市民の参加、参画 ・ 協働の定義 5 まとめ 6 次回開催について 7 その他 |
| 内容 | <p>【1 あいさつ】</p> <p><事務局> 最初のあいさつ 本日の配布資料の確認 会議録署名委員の指名</p> <p>【2 市民委員「市民会議への思い発表」】</p> <p><辻会長> みなさん、こんにちは。本日で市民会議は8回目の開催になります。今日は、これまでの条文検討の作業を一旦中断しまして、条例の「目的」、「基本理念」、「住民自治」について、詳しくみなさんで検討したいと思います。</p> |

最初に恒例の委員さんのスピーチをお願いします。

<國吉 正和委員>

國吉と申します。昨年7月からこの会がスタートしていますが、応募するにあたりまして、山口市のまちづくりについて、市がもっているすばらしい財産である伝統文化を活かして、まちづくりの活性化を考えていくのではないかと考えていたのですが、いざ中に入ってみますと、基本条例づくりという大変難しいテーマを取り扱うということを知りまして、自分にできるのだろうかかと悩んだのですが、市の協働推進課の方や、委員のみなさんも一生懸命やっておられますので、私が途中で挫折するとかえってご迷惑がかかると思ひまして、気持ちを取り直しましてやっています。そもそも、まちづくりの基本条例と申しましても、市のまちづくりの活性化に通じるものではないかと考えています。私の住むところは、小さいまちで、戸数が約110戸、住民が300人あまりです。自治会もあり、インフラも整っており、生活をする上でもあまり支障はありません。自治会は平成12年に法人化しまして、それを契機に、徐々に住民も意識改革が深まってまいりまして、みんなが、山口市民の一人として一所懸命やらなくてはならないと今日に至っています。せつかく山口市で、このような条例づくりに取り組んでいるので、市と住民とが一体となって、互いに必要なときに必要な情報を交換し合って協力していくことが大事と考えています。私も及ばずながら、勉強しながら頑張っていきたいと思ひます。

余談ですが、私はNHKの夜のドラマ「フルスイング」という番組を見ていますが、みなさんが条例づくりに精魂込めて取り組んでいるのは、文字通りフルスイングしていると思ひます。私もハーフスイングではなく、フルスイングで行きたいと思ひますので、よろしくをお願いします。

<久保田 美代委員>

私が市民委員に応募したきっかけについてまずお話します。市民会議の応募時の作文には、「今回の市民会議では、山口市民としての視点、子どもを持つ母としての視点、市民活動をしているNPO法人としての視点から、ともに山口のまちづくりを進めていきたいと思ひます。」と書きました。しかしほんとは自分自身よく見えていなかったのが本音でした。自分自身役不足ということも分かっていたのですが、このような事に参加することで、少しは自分が前進するかなと思ひています。私は毎年テーマを決めているのですが、昨年のテーマが「逃げるな自分」でしたので、だいぶ勇気を出して委員として手を挙げました。中に入ってみて、任期が2年もあると聞いてびっくりしているのですが、先日の自主ワーキングに参加してみて、少しずつ楽しくなってきた気がしています。そんな私ですが、今やっていることが、自分のためだけではなく、誰かのためとか、社会のために役立ち未来につながるということを理解してやっていきたいと思ひます。今所属しているNPOは子育て支援の関係なので、条例が未来につながっていくものであってほしいと思ひます。また子育て中の親子が未来を予想できる現実的な条例

になってほしいと思います。他の委員さんはすばらしい人ばかりですので、条例づくりも、いったん取り掛かるとさっささとスマートにできるものかと考えていましたが、全然そんなことはなく、時間がかかるなあと思いました。やることで結果が出るし、やらなければ結果もでないということがわかりました。「やったことしか進まない、やったことしか結果が出ない」ということが今年の私のテーマなので、みなさんで頑張ってください。

<社会長>

ありがとうございました。

次回の発表者は蔵本 信江委員さんと、曾田 元子委員さんをお願いしたいと思います。

【3 前回の振り返り、調整会議の報告、今後のスケジュール】

<社会長>

前回の会議では、プロセス検討会が作成した条例のたたき台について説明しました。それから4つグループに分かれて、具体的な条文づくりに取り組みました。時間が足りなかったこともあり、その後、自主的にお集まりになりワーキングをしていただきました。それから1月23日の調整会議では、各グループの代表者にお集まりいただきまして、各グループから報告を受けました。調整会議に参加された委員さんからご意見をいただく中で、「目的」とか、「基本理念」が条例づくりにおいて一番大切な部分であるにもかかわらず、まだ全体で十分に共有できていないということが分かってきました。したがって、調整会議では、条例の具体的な中身の検討には入らず、条例づくり全般についての意見交換をしました。調整会議の内容については、資料「第1回調整会議の内容」にまとめてありますので、これについて説明します。

まず、「目的」、「基本理念」についてですが、「個性豊かで活力ある自立した社会の実現」とは具体的にどんなものか、という意見が出ました。

また、「柱立て」に関しても、「市民の権利・責務」よりも「役割」という表記のほうがよいのではという意見がありました。

「情報共有」に関しては、各グループの検討内容を調整をしないと、条文に取り組むのは難しいという意見も出ました。

「市民等の権利・責務」の部分においては、「地縁型」とか「目的型」というのはわかりやすい表現を使ったほうがよいという意見がありました。

「参画、協働」に関しては、まだ内容の共有ができておらず、委員がそれぞれ色々な考え方を持っており、「参画」や「協働」の定義が必要ということになりました。

「地域コミュニティ」については、委員によっていろいろなイメージがありまして、カタカナ用語で馴染みにくいこともあって、その意味を明確にしておく必要があることが言われました。

「各主体の役割」として、市民や自治会、NPOの役割についての話も出てきました。「条文のつくり方」についても、全体の整合性がとれていないとか、条文の表記はシンプルにしたほうがよいなどの話が出ました。

その他、まちづくりに参加しない市民に対する配慮が必要ではないか等、いろいろご意見をいただきました。

今後どのように進めていくかということも話したのですが、調整会議の状況を見ても、当初は2月に中間案を出す予定でしたが、時間的に少し足りないということになりました。そこで、事務局とも協議して、2ヶ月ほど期限を延ばすことになり、4月の中間案発表になりました。

今後のスケジュールについては「プログラム」【資料1】をご覧ください。少し余裕ができましたので、委員会の中で共通に認識しておくべき概念的なものについてじっくり取り組んでみたいと思います。今日お示ししていますプログラムの中では、条例の中で大切なキーワードになる「住民自治」とか「協働」などについて意見交換し、勉強会のような形で進めてみたいと思います。これらは、条文の柱立ての内容についても関わってくるので大変重要になります。

これからの進行は、渡辺副会長お願いします。

【4 全体協議】

<渡辺副会長>

こんにちは。法律の専門家ではない素人の私が進行するのは、市民の視点で条文づくりに取り組んでいきたいからです。みなさんのご意見を聞きながら、話の途中途中で、会長の方から専門的なお話をいただきながら進めていきたいと思います。

先日の調整会議の中で共有できたこととしては、条文は完結でシンプルなものがないとか、限られた時間の中ではあるが、できるだけ動く仕組みにつながる内容のものにしたい、ということがあります。今日は、前半は「住民自治」と「市民の役割」について協議し、後半は「協働」について取り上げます。

十分時間をかけて、自分自身がいまいちな点について、一つ一つ確認をしていただきたいと思います。

① 目的について

最初にまず、「目的」のところですが、たたき台の条文を読み上げます。「この条例は、市民の参加と、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける市民と行政の役割を明らかにし、ともに考え協力し、行動することにより、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。」としています。この目的の条文は、これまでのみなさんのグループワークの結果を受けて、まとめたものですので、その内容について、事務局に説明していただきたいと思います。

<事務局>

(以下、事務局説明)

それでは、前回第7回の会議のときに、「目的」規定の資料をみなさんにお配りしてまいりましたので、その内容についてご説明させていただきます。

まず、目的規定は、一般的には、条例の内容や狙いを凝縮しています。ここを読めば、これが何をするための条例かということがわかるという規定になります。

それでは、プロセス検討会議からお示した、条例素案の目的規定について説明します。この素案は、第6回市民会議において、4つのグループから出された条例素案の目的と、これまでのみなさんのご意見を踏まえてプロセス検討会議で案を作成したものです。この目的規定は3つの段落で構成されています。

まず、「市民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに」のところですが、ここの「市民」は、3班で出された「市民、NPO、事業者など」をすべて含めまして、市民としています。市民を広く捉えています。

また、条例では、「市民参加と協働によるまちづくり」を進めていくうえでの、基本的な事項を定めることとしています。

まちづくりについては、いろいろな進め方がありますが、この条例は、市民の参加と協働によって進めることを基本に考えるとしています。今後、市民の定義も必要になると考えます。

次に、「市民と行政の役割分担を明らかにし、ともに考え協力し、行動することにより」の部分で、まちづくりにおける主体の役割を明らかにすることと、まちづくりを進めていくうえでの行動の原理を謳っています。

行政、いわゆる「官のセクター」の役割と、市民、いわゆる「民のセクター」の権利や責務、役割を明らかにし、まちづくりを進める上での行うべきことなどを条例に謳うということです。条例の中に、主体の役割が謳われてきます。

また、「ともに考え協力し、行動することにより」の部分では、これはまちづくりの主体の行動の原理を表すものですが、様々な主体が協力、連携しながら、行動をするということ。「協働」してまちづくりを進めるという一定の方向性を示すことになろうかと思えます。

これらをもって、最終的な目標として、「個性豊かで 活力のある 自立した 地域社会の実現を図る」ことを条例の目的としています。

それでは、「個性豊かで 活力のある 自立した 地域社会の実現」とはどういうことかということについてご説明いたします。

まず、「個性豊かな地域社会」とは、山口市は旧1市4町の合併により、広大な市域を有していますが、それぞれの地域において、歴史や文化、自然環境などの特色があるほか、それぞれの地域において、様々な主体がそれぞれに特色ある地域社会をつくっています。

それらが、それぞれの特徴を活かし、大切にし、自主性や独自性のある地域社会のこ

とをいいます。

次に、「活力のある地域社会」とは、これからも永く暮らせる、またもっと心豊かに住み良いまちにしたい、これからもみんなが元気で持続可能なまちでありたいということを示しています。

さらに、身近な生活の場、町内会や自治会単位、学校区単位、旧1市4町、また新たなつながりのある地域など、色々な地域がそれぞれ活力があり、元気があれば、山口市全体としても活力があるということです。

最後に、「自立した地域社会」とは、住民をはじめ、様々な主体が地域社会に参加、協働して、環境美化活動や安心・安全活動、子育ての健全育成、祭り、保健・福祉活動などの様々な地域活動を自主的かつ自立的に行っていただくことによって、

- ① それぞれの地域において、課題を見つけ、解決するための「地域自治の振興」が図られており、
- ② 住民自治を実現するため、地域自体が力をつけるという「地域力の発展や向上」が図られており、
- ③ 補完性の原則に基づいて、地域内で互助、共助の精神を醸成し、「地域内連携、協力の促進」されるという体制が整えられているという、「市民のみなさんの手による 市民主体の 市民が主役である地域社会」をイメージしています。

一般に、住民自治は、地方自治の本旨であると言われていています。住民自治は、地域のことは地域が一番わかっているので、地域内の課題解決を住民などが主体的に関わり、解決していくことです。つまり、地域が自らの創意と工夫で様々なことを決めていけば、地域住民の生きがいや満足感が生まれてきますし、地域のニーズや特性に合わせた、きめ細やかな公共サービスが行えるという考え方です。地域にすべてを任せっきりにするというものではありません。

現時点では、みなさんの思いを込めてこのような表現にしています。今後は、具体的な条文を検討される過程で、絶えず目的規定を意識していただくことになろうかと思えます。また、目的規定も変わることもあろうかと思えます。

以上で、目的規定に関する説明を終わります。

<渡辺副会長>

みなさん、この説明を聞いていただいて、目的の規定について共感いただけたでしょうか。委員さんから何かご意見がありますか。

<A委員>

「目的」にある「基本的な事項」というのは、どの程度の内容まで考えればよいのですか、説明をいただきたいと思えます。

< B委員 >

「まちづくり」というのは表現として抽象的ですので、わかりにくいかもしれません。自治会活動の中で考えてみると、例えば、「ごみの収集」を考えてみたらどうかと思います。ゴミ出しのルールに従わない人がいるために、自治会の役員は集積場に当番制で立たなければいけません。ゴミ出しは、全員にルール守ってもらわなくてはなりません。このように、自治会にも皆に守ってもらわなくてはいけない最低限のルールがあります。「まちづくりを推進するための基本的な事項」を自治会の中で考えると、ゴミ出しにおけるルールのようなものかと思います。

< 渡辺副会長 >

貴重なご意見ありがとうございます。

< 辻会長 >

先ほどの「基本的な事項」についての話ですが、まちづくりにおいては、たくさんのルールがあります。これらの細々とした決め事をすべて条例に網羅するとなると、ものすごく細かい規定になってまいります。条例では、個別の細かいことではなく、ある程度まとまったもの、今回の柱立ての中にあるような重要な項目や考え方を謳うようになります。私たちがまちづくりをするにあたっては、行動を伴います。常に動きが出てきます。活動するにあたっては、どんな側面から変わっていかなければならないかという、基本的な面があります。つまり、人間行動にとって重要な部分とか、物事の考え方ですね。例えば「協働する」というような規定が、「基本的な事項」にあたると思います。

< 渡辺副会長 >

「住民自治」のイメージについては、先ほどの事務局からの説明では、地域の課題は地域で解決するということでした。それぞれが自立して、それぞれの役割を果たすことができているならば、「住民自治」はできてくるわけですし、ルールを守らない人がいなくなれば住み良いまちになってきます。では、そのために、市民がどう動き、どのように変わるべきか、ということが大事なポイントになります。では、変わるためには、どうしたらよいかということについて、この市民会議のみなさんはイメージできていますか。そこで、例えば、地域の課題を吸い上げる仕組みができているかどうか、地域の課題を解決するためにどんな行動をするべきか、について考えてみます。

< C委員 >

いま、地域の課題の話が出ましたが、「地域」の基準がはっきりしていません。捉え方としては、自治会とか、山口市全域とか、いろいろあると思います。この点についてはどのように考えたらよいのでしょうか。

< D 委員 >

私の認識では、地域とは旧1市4町の各地域をイメージしています。これに対して、地区は自治会と理解しています。地域は範囲としては広く、地区は狭いものと考えます。

< E 委員 >

地域も地区も考えてみればどこでもあてはまる言葉だと思います。地域の範囲を限定するのは不可能だと思います。「地域」は、目的規定の中に出てくる言葉でもありますので、ぼやとしたイメージでいいと思います。この段階で厳密に地域の範囲を決めてしまうと、後で身動きがとれなくなってしまいます。ケースバイケースで考えてはいかがでしょうか。

< F 委員 >

地域の定義のことですが、旧山口市では、平川とか、吉敷とかのように、各地域で別れていまして、これを総括するものとして連合自治会があります。そしてこれに旧小郡町とかが加わってきました。このように、地域が広範囲になってきています。

< 社会長 >

地域というものは地理学的概念で、本当は地域に住んでいる人たちのことを指していますので、正確にいうと、「地域社会」になります。昔の私たち日本人は「むら」と呼んできたものです。空間があって、生活があって、ある種の自己完結性があります。生活ができるようなシステムができ上がっています。ですから、自治会はお金を出し合って、電灯をつけたり、色々なことをやっていますね。これも一つの地域です。すなわち、地域社会というものは重層的なものです。まず、小さいものがある、これを包括するものがある、更にこれを包括するものがあるというイメージです。EC（ヨーロッパ共同体）も、同じです。ですから、自治会のようなものから、旧市旧町、それから、山口市全体まで含めて、それぞれ地域社会として捉えて考えてもよいのかと思います。

< 渡辺副会長 >

「地域」とは、細かい人のつながりで行く地域から、これらが協力しあってできる自治会、それから旧市旧町、それから山口市全体に広がっていくイメージということでした。この市民会議ではこのような共通認識をもつということによろしいですね。

< D 委員 >

さきほど、「基本的な事項」ということで意見が出ていましたが、私は、「事項」というよりも「運営の仕組み」という言葉に置き換えてみてもよいのではないかと思います。

< A 委員 >

私は、「事項」という言葉についてお尋ねしたのではなく、「基本的な」とはどのよう

な内容のことなのか、ということをお尋ねしたかったのです。「基本的」ということについて、みんなで共通認識しておくことができれば十分です。

< B 委員 >

単位自治会においては、自治会のみんなが、暮らしやすく快適に暮らせるためには、ゴミ出しや環境整備としての道路、河川掃除などがあります。これらは全員参加が基本です。しかし、90代のおばあさんが一人で暮らししているような場合に、作業に出るのは現実難しい場合もあります。このような場合に、みんなが話し合いで、高齢者は出なくて良いことにしようと、自治会で取り決めをしたりする場合があります。これが、「地域のことは地域で解決する」ということの、分かりやすい一例かと思います。また、私の自治会で集会所を建替えるという話が出てきていますが、これはかなり高度な内容になります。このときには、各戸の負担がありますので、みんなの合意をもらう必要があります。反対もありますが、最終的には多数決で進めていかなくてはなりません。また、地域で昔から守ってきたお地藏さんを受け継いでいくためにみんなで協力していく事など、地域によっていろいろな課題があります。行政にお願いしてもダメなわけです。このような具体例に置き換えてみたら理解しやすいのではないかと、ということなのです。

< A 委員 >

私が先ほどから申し上げている質問の意図をはっきりしたほうが良いと思いますので、もう一度申し上げます。

プロセス検討会議の柱立て案の中の話ですが、例えば、「市民の権利・責務」の中に「市民活動団体の役割」という項目があります。その中に、専門的なノウハウの提供とか、市民参加の推進とか、人材育成とか、体験できる場の提供というのがあがっています。この項目ごとに、条文をつくっていく必要があるのかどうか、ということについて私はお尋ねしたかったということです。グループによっては、具体的だったり、シンプルだったり、ばらつきがあるようなのでどうかと思ひまして。

< 事務局 >

さきほどのご質問に対する答えになるかどうかわかりませんが、おそらく「条例とは何か」ということをお聞きになりたいのかと思います。条例は一番上で、その下に規則などがあります。また条例が具体的に動くようにするためのガイドブックの話も出ています。条例は幹になる部分、規則は枝、ガイドブックは葉っぱの部分、というようなレベルについての話なのかと思います。条例ですから、幹の部分を表す文言にしようという合意をこの場で共有したいのではないかと、このように感じました。

② 「住民自治について」

<渡辺副会長>

それでは「住民自治」についてのみなさんの具体的なイメージについて聞いていきたいと思います。

<G委員>

学生なのであまりイメージが沸きにくいのですが、車を持ってなくていつも自転車で移動していますので、私にとっての地域といえば自転車で動ける狭い範囲かなと思います。住民自治についてですが、実家では自治会に入って、お祭りとか、ゴミ当番、見舞金など助け合いの中で生活しているので、このようなのが住民自治かなと思います。具体的に私が何かできるかどうかということですが、清掃活動とかボランティア活動などがあれば参加したいと思います。また、サークルで地域のお祭りなどの手伝いをしています。参加できる範囲で自治に関わっていきたいと思っています。

<渡辺副会長>

ここにいらっしゃるみなさんは、みんな主体的に動いておられますね。では、そうでない人に動いてもらうためには、どのような支援とか、きっかけ作りが必要でしょうか。少し議論が煮詰まった感がありますので、これからしばらく休憩時間をとります。

(休憩後、再開)

③「協働」について

<渡辺副会長>

それでは、後半のテーマの「協働」ですが、事務局から説明してもらいます。「協働」については、以前自主勉強会でも一度取り上げましたが、欠席者がおられたこともあり、改めてもう一度説明をお願いしたいと思います。

<事務局>

(資料「協働の必要性」に基づいて説明)

<渡辺副会長>

協働について事務局より説明をいただきました。ありがとうございます。ところで、3班が「参画・協働」の柱立てを担当していますが、先日2回も自主ワーキングを開催してもらいました。時間をかけて、「協働」の定義を考えてもらっているので、これを説明してもらった上で、3班のもつ悩みをみんなで解決できたらと思います。では、3班の代表者の方よろしくお祈いします。

<H委員>

3班は、最初の時からもそうですが、未だに右往左往している感じがあります。

協働の目的ですが、住民自治の力を取り戻す、復活させることにあると考えています。それから協働の定義ですが、たくさんの思いをこの中に入れてあります。定義の文章を読み上げてみると、「様々な特性をもった主体が、相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で共通の目的に向かって、責任と役割分担を明確にし、共に汗を流して取り組むことによって、大きな効果を生むこと」としています。そして、参加、参画があつて協働になると考えています。参加はきっかけづくりであり、参画は目的を理解し、主体的に関わっていくことと考えています。それから、協働は一個人では為しえないことであり、組織と組織の間において成り立つものと考えます。したがってこの場合の「市民」の定義が問題になります。それから協働にもっていくための、育てるプロセスも大切だと思います。それから行政の立場からの協働の考え方も取り入れていく必要があるので、行政とのワーキングも希望しています。

<渡辺副会長>

定義の中にある「さまざまな特性をもった主体」とは具体的にはどんな主体ですか。

<H委員>

NPO、市民活動団体、企業、行政や自治会です。

<社会長>

協働の一般的なイメージは活動そのものだと思います。3班の定義の最後のところに、「大きな効果を生むこと」とあります。3班にお尋ねしますが、効果のところまで定義の中に入れたほうがよいのでしょうか。

<C委員>

協働が成果を生むこと、1足す1が2以上（ $1 + 1 \geq 2$ ）になることを期待したいので、ここのところははずせないような気がします。

<渡辺副会長>

成果物として良いものを望むのであれば、コンサルとか、専門家に頼むほうが良いのかもしれませんが、協働により市民の主体性が醸成されるのも、協働による一つの大きな成果と考えられます。

<C委員>

例えば行政と市民との協働を考えてみた場合、行政ではできないことが、市民ではできるといえることがよくあります。そのようなことも、協働の効果であり、良さではないかと考えられます。

<坂本副会長>

協働の定義のところですが、形式的な話しをすると、「協働」というのはそもそも活動のことですので、「共に汗を流して取り組むこと」までを指します。その結果として、「大きな効果を生む」ことになるわけです。よって協働の定義としては、活動に関する部分と効果に関する部分とは別立てにした方がよいと思います。

<渡辺副会長>

協働の定義が複数文になっても構わないと思います。このご意見をもとに、調整会議の中でも詰めていきたいと思います。

< B 委員 >

協働のまちづくりということで、私が活動の中で体験したことをお話します。子どもの見守り隊というのがあります。2年位前になりますが、全国的な事件をきっかけとして、地域で子どもを守らなければいけないと話が盛り上がりました。子どもを守るためにどのようにすべきかということで、町内の関係団体全てに集まってもらいまして、具体的に「大内っ子守り隊」を結成することになりました。学校、PTA、青少協が中心となって、各单位自治会で子どもの見守りができる人を募り、自治会役員、老人クラブ、民生委員などの協力も得て組織をつくりました。当初30町内、約300人の協力体制でしたが、今では400名近くで活動しています。子どもを守るという目的で始まった活動ですが、進めていくうちに地域の中で色々な効果が出てきました。まず、地域の犯罪が減ってきたということがあります。このほか、お年寄りが子ども達に毎日声かけをすることにより、子どもと地域の間、地域とPTAの役員の間で新たなコミュニケーションが生まれてきています。これをもっと活かしていけば、子育ての支援にもつながるのではないかと、というように次のステップに発展する可能性もあります。これらは地域の中の協働で取り組んだ一つの事例です。

<社会長>

協働ということが、なぜ使われるようになったかといいますと、従来は活動団体がそれぞれ自分たちだけで活動しており、一緒にやるということが無かったということがあります。そして、より高度化、専門化した社会においては、活動の中で専門性が要求されることとなります。自分たちだけでは活動に限界があることも多くなり、より専門性を備えた団体に加わってもらいたいということとなります。協働の時代になったのには、このような社会的な背景があります。

それから、協働というのは、活動の概念なので、大きな効果を生むということは定義の中に入ってきません。多くの場合においては、大きな成果を生むこともあるとは思いますが、時には協働がマイナスになることもあるかと思えます。人間の集団の中でやることですから、時には仲違いして終わってしまうこともあるかもしれません。ですから、効果まであまり強調するべきではないかと思えます。

< 渡辺副会長 >

私も協働は大きな効果を生むと考えています。同じ目的に向かう人が多くなり、市民意識が醸成されると、各主体の問題解決能力が上がります。参加して共に汗を流す人が増えれば新しい公共の担い手も増えるわけですから。

< 社会長 >

そうすると、大きな効果を見込めない場合は、協働をやらないということになってしまいます。協働の効果に力点を置きすぎると、効果のない協働はありえないということになります。

< E 委員 >

先ほどから「協働」について協議されていますが、定義ということになると、全国的に通用すべき言葉なので、4, 5人で考えるというのは荷が重過ぎるのではないのでしょうか。辞書にもまだない言葉ですね。このような言葉を新たに定義するのは少し大それたことではないでしょうか。むしろ、学者の方もいらっしゃると思いますので、学説上の話を聞いた上で議論した方が安心できるのではないのでしょうか。

会長さんや副会長さんにお尋ねですが、この点はいかがでしょう。

< 社会長 >

協働というのは新しい概念ですね。1980年代位からアメリカなどでNPO団体などが出てきたのが、大きなきっかけになっていると思います。

< I 委員 >

協働という言葉は造語です。最近になって常用漢字として認められたものです。ですから、これから定義付けされるてくるものです。ここではあえて、定義としては、基本的な考え方を謳うぐらいに抑えておいたほうがよいのではないかと思います。効果の点まで定義に入れるかどうかの点ですが、本来、条例はすべて効果や付加価値を期待して規定するわけです。ですから、あえて協働の箇所だけに効果を入れる必要はないと思います。

それから、定義にある「さまざまな特性をもった主体」という言葉に具体性がありません。先ほど事務局の協働の説明の中にもありましたが、「住民やコミュニティ組織、NPOや民間セクター等の多様な主体」という表現に置き換えて考えてはどうかと思います。

< 渡辺副会長 >

先ほどの見守り隊の話をお伺いして、協働というのは、行政と市民の間だけではなく、地域の中の協働というものもあることがわかりました。それと、主体の表現については、具体的に表す方法もあるということでした。

それから、定義の中に「対等な立場」とありますが、これはどういうことでしょうか。

< 社会長 >

「様々な主体」の中には、行政のほか、企業、NPO、自治会などが入ります。例えば、個人が数名集まって市民活動をしている人たちが、行政と対等な立場で協働するということを考えてみます。言葉では対等というのは簡単ですけど、対等というためには、団体が相互に尊重し合い、団体の自立・主体性が確立していることが必要になります。すぐに相手に依存することになり、これは対等とはいえません。

よくNPOと行政のパートナーシップということで対等性を謳うことは多いのですが、現実にはまだ難しいと思います。しかし、あえてそこを踏み込むというのであれば、これをつくっていく気運を醸成していかなければなりません。協働を考える上で、対等というのはすごく難しい問題をはらんでいます。

< 渡辺副会長 >

協働を実現する上での課題を出してもらえますか。

< B 委員 >

例えば地域において、道路の舗装などが壊れていた場合、すべて行政にお願いして修理してもらっていたのでは膨大な経費がかかります。今は山口市では、法定外公共物については、材料は市が提供し、労力は自治会で出すというようになっています。これがまさに協働かなと思います。

< 社会長 >

自治会にこれから要求されるのは対等意識かもしれません。これまでは、行政の仕事の受け皿的な立場にとどまっていた。今後は対等な立場で地域の課題について行政と自治会とが協議し、お互いの協議の中で相互にどこまで力を出せるか、ということが決まってくる仕組みができれば、これは協働かもしれません。これに対して、最初から自治会はこれだけの事をするので、後は行政のほうで面倒をみてくれ、というのは依存的であり、協働とはいえないかもしれません。そのあたりの、基本的な心構えが大事になると思います。

それから、協働行為は何かの目的があって、その都度なされるものであり、半永久的に協働行為が継続するものではないかもしれません。

< 渡辺副会長 >

NPOの立場で、行政と対等な関係にもっていくための課題というのはありませんか。

< J 委員 >

私の属するアットは商店街の子育て支援センターの運営を市から任せてもらっていま

す。専門性、当事者性の点からも、行政ではできないので、私たちのNPOに対してお金を出して委託を出していると思います。同じ目的をもって、市はお金は出すけどやり方はNPOに任せるという関係になっています。

私は行政とは対等な立場で取り組んできているつもりでいますが、これは違うのでしょうか。

<社会長>

私はNPOのみなさんが対等ではないと言っているのではありません。対等をパートナーシップのように美名のように使っている傾向がありますが、本当に対等というためには、県や市の行政側も考えを変える必要があるし、市民活動団体側も自分たちも対等であるためにはどれだけのことをしないとイケないか、ということをしっかり認識しておく必要があります。何か分からないことがあったら、すぐに行政を頼りにするようではだめで、対等の自覚の裏づけとしては、専門性なども要求されると思います。対等であることをしっかり受け止めてほしいと思います。

<渡辺副会長>

そのほか、協働を進める上での課題はありませんか。

<F委員>

協働を進める上では、現在ある組織をどのように活かしていくかということがとても重要になると思います。条例ができたけど、何もできないのでは意味がありません。条例の中で組織作りを考えていくことが大事です。

<K委員>

私の住む地域の子育て支援についての話をします。協働の一例になると思います。「みらい」という組織が中心となって、行政を始め、地域の様々な組織が一緒になって子育て支援のために協力し運営しています。参加組織がいろいろありますが、お互いに相手の特性を理解し、責任と役割分担をしながら進めています。また、まちの広報紙を通じて、地区のすべての住民に周知するようにしています。

<渡辺副会長>

協働の一例の紹介をいただきました。新たな市民の巻き込みのためにも広報などを活用していらっしゃいますね。

<社会長>

今の例は、中学校区の単位でまとまったもので、自治会よりもっと広い範囲で行われている協働の例ですね。色々な団体が一つの目的のために協力しているものです。これに対してNPOとNPOとが協働する例もあるかもしれません。協働の形態としては、

長期型、短期型のタイプ、それから参加する数として、少数型、大規模型など色々なかたちがあります。また、目的型と地縁型の団体とが一緒に活動することも出てくると思っています。

<L委員>

協働するときに、立場が違うということはあるので、対等であるという気持ちを持つことは大事なことかなと思います。これまでの傾向では、お金を出している人は上で、実動する人は下請けという関係がありました。やはり、規模の違いがあることは理解した上で、お互いに何ができるかという特性を理解することが対等につながるのではないかと思います。共通の目的に向かってという点がぶれてくると、お金を出している側はお金を出すことが目的となってしまう、長期間に渡るとお金を出し渋ってしまうとか、お金をもらって活動している団体側からすると、お金をもらうことが目的になってしまうことがあり、目的そのものを見失ってしまうことがあります。

<M委員>

3班の協働の定義がなぜあんなにスマートでない文章になっているかという、文章を考えているうちに、市民活動をしている私たちは結構行政から痛い目にあっていて、例えば、丸投げの委託とかも協働だよ、とうまく言われていたりするわけです。そのように言わせないようにするためには、このように泥臭い文章になってしまったわけです。「相手を理解、尊重する」とか、「共に汗を流す」とかいう言葉ははずせないという思いがとてこもっているわけです。「協働」という言葉をうまく使われたくないという思いがあります。最後の文章の「大きな効果を生むこと」ということについては、文章的な表現としてはよくないと思うので、「相乗効果を生むプロセス」という形になるともう少しスマートになるかなと思います。条例は動くための道具だと思っているので、これがみなさんの体験の中で、動かせるかどうか検証する必要があるし、もしある言葉があることによって動きにくければ、言葉を変えたり、はずしたりすればいいと思います。

<渡辺副会長>

勇気をもって言っていただいてありがとうございます。少し課題が見えてきたような気がします。調整会議でまとめていく上で、文章はスマートになっていく可能性があります。みなさんの思いは確かに受け止めたという気がします。

その他ご意見はありませんか。

<O委員>

地域の意識の格差というのがあると思います。私が住むのは、限界集落に近い地域ですが、このような地域の住民の意識をどのようにして、協働のまちづくりに持っていかかということで、私なりに悩んでいます。従来の田舎においては、要望型の考え方です。しかし、明るい話題もあります。昨年地域に交流センターというのができまして、地域

の人で桜の木を植樹しました。

自治会につきましては、自治会の再編が必要です。特に皆を引っ張って行けるようなリーダーシップのある人が必要です。輪番制では限界にきています。何かのきっかけが必要かとおもいます。

< P 委員 >

私の住む地域の自治会は今のところ順調に活動していると思っています。今回、法人化することによってだいぶ意識が変わってきました。昔から川普請、道普請というのが未だにあって、高齢化してきていますが、みんなが協力してやっています。今後農地の圃場整備と一緒に河川も改修され、やがてこのような作業も少なくなることになると思います。他のことにつきましても、自分の地域のことは、自分で守るという意識でやっています。

協働についてですが、災害のときだけでなく、スポーツ大会においても、地域と行政が一緒になって親睦、地域づくりの一環としてやっています。

< 渡辺副会長 >

色々な思いが出てきて、全体のバランスをとりながらまとめていくというのは、市民会議の全員協議の中ではなかなか難しいと思います。今後、各班の代表者、正副会長、事務局と一緒に調整会議で少しずつまとめて、次回皆さんにお示ししていきたいと考えています。

【 5 まとめ 】

< 社会長 >

市民の手でつくっていく条例ですから、格好よいものでなくてもよいと思います。今日は協働というテーマでみんなで掘り下げて考えてもらいました。要はベースは市民だということです。行政も市民から負託されて仕事をしているわけです。対等性ということが今回話題になりましたが、非常に重要な視点だと思います。3班の条文はきちんと考えてつくられていると思いますので、あとはみんなで協議してもう少し滑らかな表現になるようにしていけばよいと思います。

それから、今日出てこなかったのが、事業者です。一般的に事業者といえば、営利追求をする民間企業を想定しますが、NPOも事業者です。アメリカなどでNPOといえば一番古いのはハーバード大学です。日本では学校法人というように、公益法人で別格になっています。山口には高等教育機関が結構ありますので、これらの参加の視点も入ってほしいと思います。民間企業についての参加も入ってほしいと思います。

市民というのは、単に一市民というとらえ方ではなくて、市民が集まってできた団体も資格があるし、責任もあると思います。行政も市民社会における一つのセクターですから、対等な立場にあるべきです。しかし、これまで対等ではなかった面もありました。

市民活動団体の側にも自分たちを卑下して、対等意識が出てこないという面もありました。対等になるためには、パートナーとして役割を果たすための義務と責任が出てくると思います。

今日は、みなさんの色々なご意見を聞いて大変有意義でした。

【6 次回開催について、調整会議の日程】

<社会長>

今日の会議の内容については調整会議で集約していきたいと思います。

次回からは、また各グループに分かれて、条文づくりの作業に入っていくことになると思います。

第9回市民会議は2月23日（土曜日）、13時から17時、場所は山口総合支所第10・11会議室とさせていただきますと思います。

第2回の調整会議ですが、2月13日（水曜日）14時から、市役所防災センターで行いたいと思います。代表者の方の都合がつかない場合は、そのグループの中で調整いただけたらと思います。

【7 その他】

<社会長>

その他、委員さんから何か質問や提案などありますか。

ないようであれば、事務局から連絡事項はありませんか。

<事務局>

アンケートのお願い

調整会議についてのご案内

<社会長>

長時間にわたりお疲れさまでした。これで本日の会議を終了します。

| | |
|---------------|--|
| | <p>会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>署名委員 原田 雅代</p> <p>署名委員 原田 章子</p> |
| <p>会議資料</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 レジюме 2 第8回プログラム（資料1） 3 参考資料「目的規定について」 4 参考資料「協働の必要性」 5 （仮称）山口市まちづくり基本条例」のたたき台（グループワーク集約版） Ver.1 6 第1回調整会議 協議の内容 7 アンケート |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>自治振興部協働推進課協働推進担当</p> <p>TEL 083-934-2965</p> |